

## 最古のルースカヤ・ブラーヴダ 本文とその説明

河 村 盛 一

### 序

ルースカヤ・ブラーヴダ (Ruskaja Pravda) はロシア古代史研究の根本資料としてロシア年代記と共に最も重要なものであることはいうまでもない<sup>①</sup>。ロシア年代記はすでに除村吉太郎氏の努力によつて名譯が公刊され、我々ロシア史研究に従事するものは毎日多大の恩恵をうけている。しかしブラーヴダの日本譯はまだ公表されていないと思うので、自らはからずその全譯を數年前から着手し略々第一段が終つたので發表することにした。本稿の目的はブラーヴダ第一編輯二十五節の全譯を記して廣く世の叱正を仰ぎ、より完全なものにすることである。

近着のニューヨークタイムズ紙は、アメリカでは最近各大學で地域學 (area studies) の對象としてロシアの研究が活潑になろうとしていると傳えている。そしてロシア研究は重大な關心 (vital interests) であり愛國的義務 (imperial duty) であるときえ強調している。我が國のロシア史研究は、種々の困難はあるにしても極めて低調であるのは、その理由は別として殘念である。しかし敗戦後若い人々の間に、單なる時局的關心から離れて、じつくりと落つて根本的科學的にロシア史を研究せんとする機運が徐々に熟しつつあることは、ロシア史學界の豊かな未來を約束するものであらう。

### 一 原本について

ブラーヴダの古い寫本には次の三種類がある。

(一) 宗務院本 (sinodal'nja kniga) これは現存する最も古い寫本で一二七七年頃に書かれロシア寺法民法類篇 (komechajkniga) の一部としてマスクワの宗務院書庫から見出されたものである。

(二) トローイツキイ本 (troitskaja kniga) これはトローイツキイ修道院に所蔵する十四世紀末の教會法の中にある。

(三) カラムジン本 (N. M. Karazin) これはカラムジンが十五世紀のノヴゴロド年代記の中から発見したものである。<sup>④</sup>

これら三種の寫本はすべて純粹に原本の姿をもつた寫本から寫されたものでないことは本文紹介の時必要に應じて指摘するであろう。又三つの寫本の比較については別の機会にゆずる。<sup>⑤</sup>

本稿では、ゲーツの「ロシア法」第一卷に轉記されているヴェ・セルゲエヴィチの「他の寫本からの補足と異文を加え古文獻學會の、トローイツキイの、及びオボレンス

キイ侯の寫本による四つの編輯に含まれているルースカヤ・ブラーヴダ」によつた。<sup>⑥</sup>

ブラーヴダは大別して年代を異にする二種の編輯に分けられる。即ち簡単な編輯本と詳細な編輯本である。簡単な編輯本は更に年代の上からより古いものと新しいものに分かれるから細別して三種類の編輯本がある譯である。ここでは便宜上年代順にブラーヴダ第一、第二、第三編輯と名づけ夫々ブラーヴダI、ブラーヴダII、ブラーヴダIIIと略稱する。尙ブラーヴダIとIIは二五節、ブラーヴダIIIは一五九節に分れているので、以下の引用では、例えばブラーヴダ第一編輯第一節を簡單に、ブラーヴダIと記すこととした。従つて目次はブラーヴダ第三編輯第十節のことである。

## ニ ブラーヴダ I

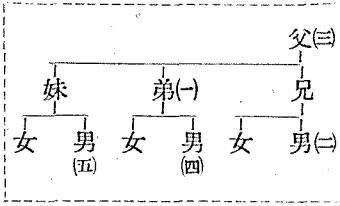
最古のブラーヴダの編輯  
(Drevnejšaja redakcija pravdy)

成人の男子が (mim) 成人の男子を殺す時は、兄弟は兄

弟にふくしゆうする（*Сироты*）か、息子が父にふくしゆうするか、父が息子にふくしゆうするか、兄弟の息子が、又は姉妹の息子がふくしゆうする。

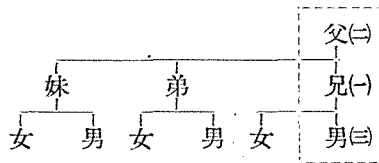
説明

これはいわゆる血のふくしゆう（*Krovnyj nest, Blut-nest*）の規定であるが、この節はそれに關する一つの例をあげたままで、嚴密に規定したものではない。例えば人を殺すことについては、それが謀殺であるか、過失による殺人であるかの區別がない。又そのふくしゆうの範圍を圖式化して見ると、



世代	ふくしゆう 順	位	
I	III		③ ↑ ① ↓ ② ④ ⑤ 被害者側
II	I		
III	II		

ふくしゆうする者はすべて男子であること、ふくしゆうする親族の範圍は父子兄弟姉妹及びその子に限られていることが分る。



世代	ふくしゆう される 順	位	
I	II		② ↑ ① ↓ ③ 加害者側
II	I		
III	III		

ふくしゆうされる者はすべて男子であり、しかもその範圍は加害者とその父又は子に限定されて、加害者の兄弟に及ばない。ランゲ（*Langé*）によると實際は男女共にふくしゆうした。そしてその順位は大體前掲のようにまず直系をさかのぼり次にそれを下り最後に傍系へ移つた。

被害者の親族がふくしゆうする場合次の方法を選んだの

で、必ずしも殺人に對しては殺人をもつてむくいたものではなかつた。第一加害者とその親族を殺す、第二物又は貨幣をもつて代償とする。第三互に和解する。血のふくしゆうは殺人の外に、身體傷害の場合(ブラーヴダール)にも行われた。

ここに問題となるのはブラーヴダールの成立年代の確定である。ゲーツは、ブラーヴダールに殺人賠償ヴァイラ(三三三)の規定なく、ミル(三三三)がブラーヴダールに見えて、ブラーヴダールⅡ、Ⅲに見えないことを理由として九世紀前半に成立したものと論定するに對して、クリュウチェフイスキイはブラーヴダールはすべて教會に關連しているから最古のものといえどもロシアにクリスト教が正式に受容された九八八年以後、十世紀末の成立と見る。即ちゲーツはブラーヴダールはクリスト教傳來前のものであり、従つてスラヴの古い慣習法が現われていると考へる。これに反してクリュウチェフイスキイはクリスト教の影響下に成立したものと見て、ビザンツとの關係を重視する。二人の間には年代の上から一世紀以上の開きがあり、それがクリスト教傳來以前

か以後かの問題とからみ合うことになる。しかし我々は先ずその内容を十分に検討することからはじめなければならぬ。

血のふくしゆうは果して九、十世紀のロシアに行われていたであらうか。それはその頃まだ各所で斷續的に行われた氏族制度の名残りであつた。勿論殺人に對する殺人といふ純粹な形でなく賠償を主としたものであつた。

## 二

ふくしゆうする者がいない時は殺された者への代償として(zn golovu) 四十グリーヴナ(40 grivna)を拂う。

### 説明

ふくしゆうする者がいない時とはふくしゆうする意志がないか、被害者側に男子がいなかつても身體が幼弱のためにふくしゆうの意志はあるが不可能な場合のいずれかを指している。

殺人賠償金四〇グリーヴナ

四〇グリーヴナは侯に拂う刑罰としての罰金であると思はれる者にランゲ・ヴェドロフ (Vedrov) 等がある。ゲーツは個人の私的賠償であつて、このような事例を繰り返かえしている間に國民的慣習法が生れる。だからこの四〇グリーヴナは國家成立以前の刑罰への一歩手前にある慣習による私的賠償である<sup>⑭</sup>と考える。

血のふくしゆうの史的發展の順序をあらまし記すと、私的賠償

- (一) 死には死を。
  - (二) 死には種々な物をもつて償う。
  - (三) 死には一定の物をもつて償う。
  - (四) 死には一定の貨幣をもつて償う。
- 國家の成立と共に

(四) 死には一定の物又は一定の貨幣が刑罰として課せられる。

もし一定の貨幣四〇グリーヴナの支拂を(四)の發展段階と見るならば、先にふれたブラーヴダIの成立年代決定に大きな示唆を與えるであらう。一定の貨幣四〇グリーヴナの支

拂は、その社會に貨幣が單に存在するということばかりでなく、貨幣が流通していることを前提する。

グリーヴナ (grivna)

この言葉は純粹なスラヴ語で古くは金銀の首かざりであつたが後には金銀主として細長い銀の重量を表わす單位となつた。グリーヴナは一パウンドのことである。それが更に轉じて貨幣單位となり、一グリーヴナは一パウンドの銀貨という意味から通常貨幣の價値を表示する基本單位となつた。我が國の圓と同様である。グリーヴナは十四世紀まで通用しそれからはルーブリに代つた。序にディエニギ (den'gi) はモロコの影響をうけて十三世紀以後使用された。グリーヴナには三種類ある。グリーヴナ・クツン (grivna kum) 銀グリーヴナ (grivna serobn) と金グリーヴナ (grivna zolota) である。その比價は

- 一銀グリーヴナII四グリーヴナ・クツン
- 一金グリーヴナII五〇グリーヴナ・クツン<sup>⑮</sup>

グリーヴナの貨幣價値には歴史的な變化がある。<sup>⑯</sup>

グリーヴナの歴史的變遷。

世 紀	各 種 貨 幣 單 位	グ リ ー ヴ ナ	ノ ガ ー タ 換 算	レ ー ザ ニ 換 算	ク ナ 換 算	ル ー ブ リ 換 算	重 量 と し て の パ ウ ン ド 換 算
X		1	20	50	不明	$7.12 \frac{25}{27}$	$\frac{1}{3}$
XI XII のは じ め		1	不明	不明	90	6	$\frac{1}{2}$
XII XIII		1	20	50	(a) 50 (b) 25	3.32	$\frac{1}{4}$

- (a) プロゾロフスキイ (Prozorovski) ゲーツの説  
 (b) クリュウチエフスキイの説。

この四〇グリーヴナは誰に支拂われたか。本文には明記してないが、ア・プレスニヤコフ (a. Presnjakov) は、

最古のルースカヤ・ブラーウダ (河村)

候に支拂われるものと解釋し、ゲーツとエーウエルス(註五)は被害者の親族又は被害者の戸主に拂われると見る。十三世紀末のクロアートの血のふくしゅうの賠償金分配の方法に従えば、二〇グリーヴナは被害者の子供達に、残り二〇グリーヴナはその親族に拂われることになる。

三

ルウシン (russin) 又は年少親兵 (grieten) 又は商人 (Krijste) 又はヤベトニク (jabečnik) 又は候の裁判官 (Mečnik) 又はイズゴイ (izgot) 又はスロヴェニン (slovani) であればそれに對して四〇グリーヴナを課する。

説  
明

ルウシンはルウシ (rus) のことである。この言葉には歴史的な意味と内容の變化と擴大がある。第一は、ノルマンの種族名、第二はキーエフロシアの支配階級第三はキーエフを中心とする南方ロシアの地理的名稱、第五は、土地と人民を統一的、政治的に表現するキーエフ國家。

時代	意味	事例
IX, X世紀	種族名	「海の彼方のウアリヤ人のもとへルーンのものへ赴いた……三人の兄弟がおのれの氏族と共に来ることを申し出で、ルーン全部をひきつれて……」（原初年代記、八六二年） <sup>(a)</sup>
X世紀	支配階級	「ラデミチ族はリヤフ人の一族から出たもので、そこに來つて居を定め、ルーンに貨物を納め、現在まで荷馬車を引いているのである。」 <sup>(a)</sup> （原初年代記、九八四年）
X, XI世紀	キエフを中心とする地域と住民	「ドナウのペレヤストラフエツに住たく思ふ、彼處は我が土地の中心であり、彼處へあらゆる財物が集つて來る——ギリシヤ人のもとからは絹織物、黄金、酒及び様々な果實が、ルーンのもとからは獸皮、縹毛皮及び奴隸が、（原初年代記、九六六年）」。 「（ルーン）は彼が云つた、（ルーン）の樂しみは飲むことである。これなしには生きることが出來ぬ。」（原初年代記、九八六年）
XI, XII世紀	土地人民の政治的國家的統一	「我は弟よ汝とイジヤストラフとに、汝等二人に何れも言つた——キリスト教徒の血を流すなルーンに地を滅ぼすな」と。 （キエフ年代記、一一五一年） <sup>(a)</sup> 除村吉太郎、ロシア年代記。

ここでは支配階級としてのルウシ即ち侯を除く侯の從者全體を指している。土着貴族も亦侯と融合して支配階級を構成しルウシとよばれる。

年少親兵、侯の部下の中最も大切なものはドルツジイナ

(drużina) とよばれる親兵である。親兵は貴族 (bojar) 又は侯の臣 (kuzaj, nuz) とよばれる上級親兵とグライディン、オートロク (otrok) デイエトスキイ (dajewic) パースイノク (pasynok) 等とよばれる下級親兵の二つの群に分れる。グライディンは古代ゲルマン語の *grīd, grīth* から轉化したものである。

年代記によると彼等下級年少親兵は、

(一) 侯、侯の司令官、貴族に屬し（原初年代記九四五年、キエフ年代記一一八五年）

(二) 戦争には多く徒歩で参加し、勇敢に戦つた。（キエフ年代記一一八五年）

(三) 侯、貴族の身邊に従つて護衛、給仕、等の小姓役を勤めた。（原初年代記九四五年九七一年）

(四) 侯の宮廷人事、婚姻等に關して使者となり（原初年代記九八〇年）

(五) 徴稅吏の武力保護者となつた。（原初年代記一〇七一年、一〇九六年）

(六) 罪人の看守となつた。（原初年代記一〇九七年）

(七)キトーエフの侯ヤロポルクは、ポロヴェツツ人が來攻した時、自分には八〇〇人の年少親兵があると誇らかに語つたことがある。(原初年代記一〇九七年)彼等は軍の中堅を爲し、侯は多數の年少親兵をかかえていたことが想像される。

### 商人

これは國內の商人で、外國の商人を含んでいない。

### ヤベトニク

疑問のことばで色々な解釋がある。この言葉はノヴゴロド年代記一二一八年にあるのみ。カラムジンは *jabehnik* は *imho tim* (又はテイウン) の寫しあやまりであるとし、ゲーツもその説に近づいている。これに對應するブラーヴダ三にはテイウンと書かれている。意味の上からも一番適當と思われる。のみならずカラムジンが主張するように、*imho* を *jabeh* に、*tim* を *imk* と誤記されそうである。今しばらくエーウェルスに従つて、グライダーインは侯の軍人を代表しヤベトニクは侯の文官を代表するものと解しておく。<sup>⑧</sup>

### 侯の裁判官

刀 (*mecl*) をもつている人という意味であるが侯の裁判官はそのしるしとして刀をもつていたのでこの名がある。

(ブラーヴダ II, 23, III, 112, 139)

### 外國人

これも問題のあることばで、ここでは外國人と譯した。セルゲエウヰチ (*Sergeevich*) ムロチエーク・ドロズドフスキイ (*Mrochek Drozdovskii*) プレスニャーコフ (*Prushkov*) エウエルス、マイヘフト (*Mihet*) スレズネフスキイ (*Sreznovskii*) の説をとりまとめて要約すると、  
(一)何らかの理由でもとの身分を失い、まだ新しい身分を獲得せず、完全な自由人ではないが法律上完全な自由人と見なされ、通常、教會立法の下に立ち教會の保護をうけて教會に從屬するすべての人々。それには以下の人々が含まれる。一文盲の僧侶の子、二解放された奴隸、三負債ある商人四孤兒になつた侯。

(二)ノヴゴロドに隣接するリヴランドの住民。

(三)一般外國人の總稱。



④ 荷馬車、郵便馬車の馭者。

スロヴェニン

スラヴ民族のことであるが、九世紀から十一世紀の前半まではノヴゴロド人の特にスロヴェニン (Slovani) といつた。年代記ではスラヴ族全部を現わすにもスロヴェニンを使用しノヴゴロド人をもスロヴェニンとよび二重の使い分けをしている。年代記によると八六二年ルウシが来るまではスロヴェニン族の名の下に七種族が生活していた。そこへルウシが現われ、それ以後十一世紀前半の一〇三〇年まではスロヴェニンとルウシの名が併記される。しかしこの一〇三〇年をもつてスロヴェニンの名は年代記から姿を消して、すべてウルシの名に統一される。スロヴェニン單稱時代からスロヴェニン、ルウシ併稱時代を経てルウシ單稱時代へ移るのである。ここではノヴゴロド人従つて一般外國商人の意味に解したい。

列記された人々を次の三群に類別することができよう。

I 支配階級

(一) ルウシ

(二) 年少親兵

(三) ヤベトニク

(四) 侯の裁判官

II 商人

III スロヴェニン

ブラーヴダ I の一と二では、社會はまだ階級に分れていなかった。それは「成人の男子が男子を殺す」ことの規定であり、その賠償は職業身分の區別なくすべて「四〇グリーヴナを拂え」ばよかつた。ところがブラーヴダ I の三では前記三群の人々に對し四〇グリーヴナの罰金が課せられる。社會は侯に屬する支配者層と内外の商人及びここにあげられていない、より低いものとしての一般農民と奴隸の四階級に分れた。國家が形成されたのである。それ故一と二は三よりも古く、三は後から加えられたものであろう。<sup>④</sup> 尙商人が強く保護されていることは注意を要する。

四

血が出てゐる (kroyan) か、かき破られて青くなつて (sin) いるならば、證人を (vika) さがさなくてよい。

## 五

身體になんものしるしもなく、證人を出そうにも出せない時は、事件はそれで終る。

## 六

自分でふくしゆうできない時は賠償として三グリーヴナと治療費を (khat'sju [khat'sju] m'zda) とる。

### 説明

自分でふくしゆうできない時とは、力が弱くてふくしゆうできないこともあるし、相手に打たれて氣絶したり、負傷したり、相手がその場から逃走してふくしゆうできないこともある。ふくしゆうは犯罪の現場だけで許されたの、後日加害者を發見した時は損害賠償をとる。ただ奴隸

の場合はいつでもふくしゆうできた。(プラーヴダⅢ八八) この節は、殺人の外に傷害に對してもふくしゆうする例である。

三グリーヴナは侯に拂う罰金でなくて、私的な損害賠償として (zu ovidu) 加害者が被害者へ拂うのである。

## 七

筈 (butogom) 棒 (zer'dju) 平手 (pjas'ju) 杯 (chashojn) 角製のいれもの (rogom) 又は刀のひらで (p'lasnjn) うつものは、十二グリーヴナを。犯人を捕えなければ、犯人は被害者に支拂い、それで事件は終る。

### 説明

犯人を捕えなければ、犯人は被害者に支拂うというのは、犯人を現場で捕えず、後日犯人を發見して捕えた時には、との意味である。

## 八

ぬかなし刀 (nuodien, a ne vnez) 又は、刀のつかで (nucolajin) うづ時は賠償として十二グリーヴナ。

九

手をうつてその手がとれる (otradet) か、又は手がやせおとろえる (zraznet) 時は四十グリーヴナ。

説明

手がやせおとろえるとは、手が故障のために使用不能になることであろう。手の傷害に對しては殺人賠償と同額の四十グリーヴナを支拂うのはなぜであろう。ふくしゆう、防衛、生産には何よりも手が大切である。手は生命につぐものとして、このような最高の賠償を規定したものと思う。この四十グリーヴナは被害者へ損害賠償として拂われると一般に解されているが、ロジコフ (Rozikon) は侯への罰金として納めると見る。殺人賠償を除けば手に對する四十グリーヴナの賠償は全ブラーヴダを通じて最高の額である。

一〇

兩脚が完全にそろつて (zozna znan) いても、ちんばになる時は、息子が加害者をこらしめる (sinninet)

説明

加害者をこらしめるとは、死ぬほどひどくこらしめるので、sinninet には打殺すという意味もあるが、死んでもよいとの前提で思いきりこらしめることである。血のふくしゆうの例である。

一一

どの指でもうてば賠償三グリーヴナ、しかし口ひげには (nag) 十二グリーヴナ、あごひげには (bonode) 十二グリーヴナ。

説明

口ひげには十二グリーヴナとは、口ひげをそり落す者には十二グリーヴナの賠償を要求するといういみである。(ブラーヴダ III 十一) この節は物質的損害賠償よりも男子に對する名譽をきずつけた者に對する賠償規定である。しかも

それについては手の傷害につぐ高額の賠償を要求している  
事實は、法及び社會の進歩を示すものであらう。

## 一一

刀をぬいてもうたなければ、一グリーヴナを拂う。

## 一二

男子が男子とこちらの方から、又は向うの方からつきあ  
たる (vinef) 時は、三グリーヴナ。しかし二人の證人を  
(vidolka dva) つれてくる。

### 説明

衝突に關する規定であるが四節では證人は一人ですんだの  
に、一三節では二人の證人を必要とする。これは教會裁判  
手續の影響をうけた結果である。従つてこの節は後から加  
えられたもので、内容上クリスト教傳來以後のものである  
う。

## 一三

ヴァリヤーク (varjag) 又はコルビヤーク (kolbja) であ  
れば誓を (na rotn) する。

### 説明

七世紀ころから全ヨオロッパのみならずアメリカにまで  
達したといわれるスカンディネイヴィア人、デンマーク人  
等の海賊的侵略運動の一波はロシアに及びノヴゴロド・キ  
ーエフ、黒海、コンスタンティノオブルをつなぐいわゆる  
「ヴァリヤークからギリシアへの道」を通じてバルト海沿岸  
のゴート人、スカンディネイヴィア人が商業と略奪をかね  
た武装商人 (voorzennyi kupets) となり盛んにロシア内  
地に侵入した<sup>②</sup>。そして彼等の一種族ルウシの族長リユリク  
(Ryurik) は八六二年ノヴゴロドに足場を築いたのもこの  
運動の結果であつた。彼等はツアリグラード (Tsurband)  
の守備兵に備われバラゴイ (Bargoin) とよばれた<sup>③</sup>。それ  
をロシア人はヴァリヤークといつたのである。

ノヴゴロドには商業に従事する多数のヴァリヤークが居住していた<sup>②</sup>。彼等は必要に応じて直ちに武裝して略奪することを好んだ。ルウシは彼等にリユリク以前から征服され貢を収めていた<sup>③</sup>。オレーグは平和確保のために毎年三百グリーヴナをノヴゴロドのヴァリヤークに献じた<sup>④</sup>。侯の政治的地位が漸く確立するにつれて彼等は侯の傭兵となつて内亂外征に従軍した。彼等の中「善良で、智慮に富み且つ勇敢な戰士達」は選ばれて侯の親兵となり町を興えられた<sup>⑤</sup>。彼等は「海の彼方」(iz-zamorja)のヴァリヤークと通稱され、内亂に敗れた侯の最後の根據地であつた。ヴァリヤークの傭兵によつて勝利を得た侯の例は多い。

ヤロスラフは「家來から四クーナ、長老からは十グリーヴナずつ、また貴族からは十八グリーヴナずつの金を集め始め、ヴァリヤーク人達を連れ來つて、彼等に金を興えかくしてヤロスラフは多くの戰士を集めた。」<sup>⑥</sup>

彼等の多くはローマ教徒であつたのでラティン人ともい、西ヨオロッパ人の意味に使用された。ロシア國家の形成と共に彼等は武裝と略奪をやめて平和な商人として活動

するようになった。

コルビヤーク

コルビヤークには色々な解釋があつて定説はない。(一)外國人(二)ヴァリヤークは西ヨオロッパ人をさしコルビヤークは東ヨオロッパ人(ロシアから見ても)をさす。(三)バルト海岸の町コルベルク(Kolberg)の住民(四)リタウエン人(五)南ロシア・ステツピのトルコ・タタル族に屬する人、と多様な意見があるがこの場合、ヴァリヤークを除くその他の外國人としておく。

外國人は證人を立てることは困難な事情があるので誓をすればよい。又證人を出すことがあつてもロシア人の場合七人を要するが外國人は二人でよいことになつてゐる。

(ブラーヴダⅢ一八、一九)

## 一五

奴婢が(chudain)バリヤーク又はコルビヤークのもとへかくれて、しかも三日の間にそれをつれて來ないでかえつ

て主人がその奴婢を三日目に見つける時は、彼は自分の奴婢を捕える。しかし三グリーヴナの賠償を拂う。

### 説明

プラーヴグでは犯罪が発生した日から三日目までは罪にならない三日目から犯罪を構成する。(プラーヴグⅢ、三八、四七)

### 奴婢

男女の奴隸である。「奴婢及び財産を分割」(キージェフ年代記一一四六年)「畜群又は奴婢が略奪された」(キージェフ年代記一一四九年)「七百の奴婢」を分けた。(キージェフ年代記一一四六年)奴婢についてはプラーヴグⅢ、一四二、一五五奴婢(*kolop*)の各節で詳説する。

「バリヤーク又はコルビヤーク」は筆寫の時前節一四の最初の部分を誤記して迷いこんだものであろう。

## 一六

無斷で他人の馬に (*na chjzant' kome*) 乗る者は三グリー

最古のルースカヤ・プラーヴグ(河村)

ヴナを拂う。

### 説明

プラーヴグでは、他人の物をぬすむ時は、ぬすんだ物を返して、その物と同じ代價を賠償するのが原則である。この場合馬を所有主に返して、馬の代價三グリーヴナを拂うのである。當時馬の價格は、三グリーヴナ前後であつた。侯の馬は三グリーヴナ、農民の馬は二グリーヴナであつた例はプラーヴグⅡ、九にある。

## 一七

誰かが他人の馬 (*kon*)、武器 (*ornic*)、又は衣類を (*port*) 所有し、そしてそれを自分のミルの中で (*si stoem mihu*) 見出す時は、彼は自分のものを取り、三グリーヴナの賠償を。

### 説明

ミル (*mir*) はロシアの最も古い村落共働團體である。このミルに對應することばは、プラーヴグⅡ、二ではヴェル

六七

ルヴィ（*ruvi*）となり、ブラーヴダ III、四〇ではゴード（*god*）となつてゐる。ブラーヴダ I、II、IIIの各編輯年代を判断する資料として重要である。

被害の對象として、全ブラーヴダを通じてよく見える物は、馬、武器、衣類である。その頃の社會の性質を語るものである。

## 一八

誰かのところで自分のものを見つけてもそれを取つてはならない。そしてその人に「私のもの（*moje*）」だといつてはならない。「どこであなたがそれを手に入れたか、調べに行かう（*pojd'i na sled*）」という。その人が行かなければ五日の間に保證人を（*poruchnika*）だす。

### 説明

一七節では自分のものを見つけると直ちにとり返すことができたが、一八節では所持者と共に調査するか、所持者が自分の所有物であることを立證するために保證人をださね

ばならない。この二つの規定の上に法發達の時間的距離が感ぜられる。一八節はゲルマン法に源をもつもので後から補足されたものであろう。<sup>⑤</sup>

## 一九

貸したものを請求する時、借りた人がことわれば、借りた人は、その證據として（*na imeni*）十二人の成人男子のを（*prod 12 muza*）通らねばならぬ。

### 説明

これはミルの諸機能の一つとして行われた裁判である。原告、被告の各の側から六人ずつ選び十二人の裁判官が問題を審査判定する人民裁判であらう。血のふくしゆうはずで過去のものとなつたが、まだ侯の政治支配は固定せず從つて國家による裁判が實施されるまでの過渡的なものとして、このようなミルの裁判があつたのであらう。これは陪審の源でもある。このような裁判形式はゲルマンの影響下に成立したと考られている。<sup>⑥</sup>

しかし借りた人が貸した人に當然返すべき金を (*zkot*) 返さない時は、賠償として三グリーヴナ。

### 説明

スコト (*zkot*) は家畜という意味と金という意味がある。ブラヴードでも家畜の意味に使用する場合 (ブラーヴダ Ⅲ 五二、五三、五六、七八) と貨幣の意味に使用する場合 (ブラーヴダ Ⅰ、二〇、二二、二四、二五、Ⅲ 一五六、一五七) がある。家畜がかつて貨幣であつた傍證ともなるう。

### 二

自分の奴婢を見つけて、それを捕えようとする時、その奴婢を現在の所有者に賣つた人のところへつれて行き、その賣り手が第二番の賣り手のところへつれて行き、更に第三

最古のルースカヤ・ブラーヴダ (河村)

の賣り手のところまでつれて行く。そこで所有者主が第三の賣り手に「あなたの奴婢を出して私に渡し、あなたは證人と一緒にあなたの代金を (*svobogo zkota*) もとめなさい」という。

### 説明

これだけでは文意が十分明かでない。ブラーヴダ四七によつて補足すれば、奴婢の所有者は第三の賣り手まで調査し終るとひとまず自分の奴婢と第三の賣り手の奴婢を一時交換して、調査をうちきる。第三の賣り手は交換した奴婢の證言に基いて順次に調査をつずけて最後に眞の犯人を發見する。犯人は罰金を支拂い、第三の賣り手はさきに交換した自分の奴婢を再交換しうけとり、奴婢は各々もとの所有主にかえるのである。

### 三

又は奴隸が (*sluzh*) 自由人を (*svobodn*) 打つて主人の家に逃げ、主人が (*gospodin*) にげた奴隸を引渡さない



で、人がその奴隸を捕えるならば主人は奴隸に代つて十二  
グリーヴナを拂う。

説明

奴隸が自由人を打つ賠償についてはブラーヴダⅢ八七にも  
殆んど同じ規定がある。奴隸が自由人に對して罪を犯すと  
主人の家に逃げるのが普通であつた。ところが古代ロシア  
では、家には不可侵権があつたので何人といえども他家に  
入つて犯人を捕えることはできなかつた。他人をうつ罪に  
ついては、(一) 自由人が自由人をうつ時は、その場で打ち  
返すか、賠償をもらうか、いずれか一つをえらぶ。(二) 奴  
隸が自由人をうつ時は、自由人はうち返した上で尙賠償を  
その奴隸の主人からとる。奴隸にうたれることは自由人の  
大きな不名誉であるから、十二グリーヴナという高額の賠  
償を拂うのであろう。奴隸の種類、犯罪等についてはブラ  
ーヴダⅢ、一四二―一五五にわたつて詳細な規定がある。

二三

しかしその後なぐられた成人の男子が (mim) 彼を見つけ  
る時は、その奴隸をうつ。

説明

ブラーヴダⅢ、八八によると、ヤロスラーフ (Jaroslav  
Igoric) の子等の時、くしゅうの外に一グリーヴナ・ク  
ウンの罰金刑を定め、被害者はどちらを選んでもよいこと  
になつた。(ブラーヴダⅢ、四、八八)

二四

しかし槍 (kolie) 又はたて (shchit) 又は衣類をいため  
て、それを自分のものにしはじめるならば、その人から金  
を (zlot) とる。

説明

ブラーヴダⅢ、一五六に殆んど同じ規定がある。

二五

しかしそれをいためて返さうとする時は、それに相當するだけの金を拂わねばならぬ。

説明

ブラーヴダ III、一五七にはこの時證人の面前で金を拂うべき規定がある。

註① ルースカヤ・ブラーヴダは「キーエフ・ロシアにおける社會

的、階級的諸關係の研究にとつても最も價値ある資料である」

『Boštaja Sovetskaja Entsiklopedija. 1941, t. 49, str.

698-702.

② The New York Times, Weekly Supplement International Air Edition September 3.

③ ブラーヴダ (pravda) の語源的歴史的ならみを諸家の説を綜合して記せば、

- 一、たたかい。二、やくそく、ちからい。三、ためし。四、神の裁判。五、證據。六、服従。七、法。八、法典。九、眞理。一〇、正義。

今試みに一から八までを九又は一〇に結びつけると正義、眞理の歴史的な意味の發展がうかがわれるようである。

最古のルースカヤ・ブラーヴダ (河村)

- (一) たたかい (に勝つ者は) …………… 正義 (ある)
- (二) やくそく、ちからい (を守る者は) …………… 正義 (である)
- (三) ためし (水、熱鐵のためしに勝つ者は) …… 正義 (である)
- (四) 神の裁判 (は) …………… 正義 (である)
- (五) 證據 (ある者は) …………… 正義 (である)
- (六) 服従 (は) …………… 正義 (である)
- (七) 法 (は) …………… 正義 (である)
- (八) 法典 (は) …………… 正義 (である)

Dr. Leopold Karl Goetz, Das Russische Recht. Bd. III, 1912, Kap. I, SS. 1-20.

④ Goetz, Bd. IV, Teil I, SS. 1-20.

Prof. V. Kljuchevskij, Kurs Russkoj Istorii. Chast' I, Moskva 1925, Lektsija XIII, str. 250-274.

⑤ ヴ・エ・タテイシチエフ (V. N. Tatishchev) が一七三八年ノウゴロド年代記の中から、ルースカヤ・ブラーヴダを最初に見出してから二〇〇年間、たえず科學的研究の對象となつたが、本文の完全な決定版とも見らるべきものは、いわゆるアカデミー版と名づけられるベ・デ・グレコフ (B. D. Grekov) 監修のルースカヤ・ブラーヴダ一九四〇年版である。

る。筆者は不幸にしてこの版を見る機会をもたなかつた。

Rajstajna Sovetskaja Jantsiklopedija. t. 49. str. 698-702.

伊藤整譯・タロホトキン・ロシヤ文學講話上六七頁

⑥ V. Sergeevich, Russkaja pravda v chekryeh redaktsijah, po spisokam Arheograficheskomu, Troitskomu i knjazja Obolenskago s dopolnenijami i variantami iz drugih spisokov. S. Peterburg 1904.

⑦ Goetz, Bd. I, Teil I, SS. 148-9.

ラングには「ルースカヤ・ブラーウダの刑法に關する研究」を爲す。N. Lange. Izsledovanie ob ugolobnom pravde Russkoj Pravydy. S. Peterburg. 1860.

序にロシヤの血のつくしゆうに關する文献としては「Mih. novskij I. Krovavaja mest' i smertnyja kazni. Tomsk 1908.

Miklosich Fr. Die Blutrache bei den Slaven. Wien 1887.

Tobian, E. S. Die Blutrache nach alten Russischem Recht. Dorpat 1840.

⑧ カイヤにしろは「ブラーウダII」に參照。

⑨ Goetz, a. a. O. S. 272.

⑩ Ključevskij, Chast' I, Iokstaja XIII, str. 264.

⑪ 古代ロシヤの氏族制度に關する斷片は年代記の各所に散見することは周知の通りである。ところが十一世紀の後半に、尚血のつくしゆうの名ごりとも思はれる記事がある。「しかしヤーニ(徴税のために村を訪れた高官)は彼等(殺人犯人)を舟で運んで行く人々に言つた。『汝等のうち誰の所で如何なる親戚がこの者等のために殺されたか』と。彼等は答へた。『わがもとは母が、他の者のもとでは姉妹が、或者の所では娘が』と。彼は彼等に言つた。『おのれの肉親の仇を討つ』と。彼等は此の者等をとり、殺して櫛の木に吊した。(除村吉太郎譯、原初年代記。一〇七一年)

⑫ Goetz, a. a. O. SS. 153-4.

⑬ グリーヴナ・タウンにしろは「ブラーウダIII」二一、二六三〇、五六、八八、一〇三、一〇五、一四〇、一四四。銀タリーヴナにしろは「ブラーウダIII」一一四。金タリーヴナにしろは「ブラーウダIII」二三。參照。

⑭ Goetz, Bd. I, Teil I, SS. 19-20, 67-68, Schluss. S. 275. Bd. III, Kap. I, S. 96.

Kljuchevskij, Chast' I, leksija XIII, str. 265-267.

⑲ Goetz, Bd. I, Teil I, SS. 153-155.

⑳ Kljuchevskij, chaf' I, leksija X, str. 199-21.

leksija XII, str. 232.

㉑ パルチザン III' 一二' 一三' 二二' 九九' 一二七' 一四六'.

㉒ ロシア年代記。原初年代記の註。

Kljuchevskij, chaf' I, str. 197.

㉓ Goetz, a. n. O. S. 129.

㉔ Goetz, a. n. O. S. 130.

㉕ Goetz, a. n. O. SS. 133, 147, 150, 167.

㉖ Goetz, a. n. O. S. 167.

㉗ Kljuchevskij, chaf' I, leksija IX str. 153-156.

㉘ Kljuchevskij, ceast' I leksija IX, str. 156.

㉙ Robert Michell, Nevill Forbes, The Chronicle of Novgorod. 1016-1471. 1016年 p. 1, 1217年 p. 58. によれば

ノヴゴロドではヴァリヤグは市場附近に居住し又ヴァリヤグ街 (Varangian street) を築いた。一二一七年の火事にはヴァリヤグ教會 (Varangian church) に集積した無数の商品が焼失した。

㉚ 原初年代記 八六二年

㉛ 原初年代記 八八二年

㉜ 原初年代記 九八〇年

㉝ 原初年代記 一〇一九年

㉞ Goetz, a. n. O. S. 124

㉟ Goetz, a. n. O. SS. 124-125 Bd. III, Kap. I, SS. 88-89.

㊱ クリトワチヨフスキイによると、一六節ではサントツ法制をロシア化したものである。ピザンツの法によれば、無断で他人の馬にのる者は罰として三回打たれる。當時のロシア人は罰金刑を好んだので、三回の打撃を三タリウナに代へたのである。 Kljuchevskij, Chast' I, leksija XIII, str. 257.

㊲ Goetz, a. n. O. SS. 136-138, 150. Teil II, S. 227.

㊳ Goetz, Bd. I, Teil I, SS. 178, 191, Bd. III, Kap. 5, SS. 218-219.

後記

サヴィエト大百科事典によつて、最近までのルースカヤプラーヴダの各種の本文と文献を記しておく。

本文

I. Tekst Russkoj pravdy na osnovanii chetyreh spisok

raznyh redaktisij, izdal N. Kalachov, M., 1847; Russkie dostopamjatnostij, izdavaemyje Obščestvom istorii i drevnostej rossijskij, ch. 2, M., 1843.

2 Karskij E. F.

Russkaja pravda po drevnejšemu spisku, L., 1930.

3 Russkaja pravda po spiskam Akademicheskomu, Karmuzinskomu i Protiskomu, pod red. B. D. Grekova, M.-L., 1934.

4 Russkaja pravda. Teksti na osnovi 7 spisikov ta 5 redaktisij, sklav ta podgotovav do druku. S. Jusakov, Kiev, 1935.

5 Pravda russkaja. I-čelstvy, pod red. B. D. Grekova, M.-L., 1940.

## 文 籍

1 Lenin V. I.

Razvitie kapitalizma v Rossii, Sochl., 3 izd., t. III, str. 150; ego že,

Proekt rechi po agrarnomu voprosu vo vtoroj Gosudarstvennoj dume, tam že, t. XI, str. 98;

2. Grekov B. D.

Feodalnye otnoshenija v Kievskom gosudarstve, M.-L., 1937.

3 Kalachov N.

Predvaritelnye iuditeskie svedenija dlja polnogo objasnenija Russkoj pravdy, M., 1846.

4 Mroček-Drozdovskij P.

Issledovanija o Russkoj pravde, vyp. 1-2, M., 1881-86; ego že, Materialy dlja slovarija pravovyh i bytovyh drevnostej po Russkoj Pravde, M., 1910 i v "Čhtenijah v Obščestve istorii i drevnostej rossijskijh pri Mosk. Universitete", 1917, kn. 3, M., 1917.

5 Rozkov N. A.

Očerki iuridicheskogo byta po Russkoj pravde, v ego kn.: Iz russkoj istorii. Očerki i stat'ji, I, II, 1923.

6 Sergeevich V.

Čelstvi i issledovanija po drevnej istorii russkogo prava, 4 izd. SPB, 1910;

7 Goetz L. K.

Das Russische Recht (Russkaja pravda)

Bd. I-IV, Stuttgart, 1910-13;

8 Maksimeiko N. A.

Opyt kritičeskogo issledovanija Russkoj pravdy, vyp. 1, Kričknaja redaktisija, Har'kov, 1914;

9 Stratnov I. A.

K vojnoprosto o sostave i proislozhdanii kratkoj redaktsii Russkoj pravdy, Kazan 1920 (Ott. iz vrp. 4, t. XXX "Izvesti Oshchestva arheologii, istorii i etnografi pri Kazanskommuniste")

Bolsheja sovetskaja Entsiklopedija. Moskva Oriz RSHSR 1941. t. 49, str. 698-702. yj.

(前記の譯)

本文

1 エス・カラチヨフ・エム。

種々な編輯の四つの寫本を基礎としたルースカヤ・ブラーヴダの本文。マスクワ、一八四七。歴史學會及びロシア古代學會出版のロシア回想録。第二篇、マスクワ、一八四三。

2 カルスキイ・イェ・エフ。

最古の寫本によるルースカヤ・ブラーヴダ。レニングラード、一九三〇。

3 ベ・デ・グレコフ編輯

アカデーミイ、カラムジン及びトロイツキイ寫本によるルースカヤ・ブラーヴダ。マスクワ、レニングラード、一九三四。

4 エス・ユシコフ

最古のルースカヤ・ブラーヴダ (河村)

ルースカヤ・ブラーヴダ。七つの寫本と五つの編輯を基礎とした諸本文。キーエフ、一九三五

5 ス・チ・グレコフ編輯。

ルースカヤ・ブラーヴダ。一諸本文。マスクワ、レニングラード、一九四〇。

文献

1 レニン・ヴェ・イ。

ロシアにおける資本主義の發達。著作第三版第三卷一五〇頁。

同

第二國會における農業問題に関する演說草案。同第十一卷九八頁。

2 グレコフ、ベ・デ。

キトエフ國家における封建諸關係。マスクワ、レニングラード、一九三七。

3 カラチヨフ、エス。

ロシア法の完全な解釋のための豫備的法律知識。マスクワ、一八四六。

4 ムロチエク・ドロズドフスキイ、ペ。

ルースカヤ・ブラーヴダの研究。分册一—二。マスクワ、一八

八一—八六。

同。

ルースカヤ・ブラトヴダによる古代の法及び生活の語彙のための諸資料。マスキワ、一九一〇。そしてこれは、「マスキワ大學、歴史學界及びロシア古代學會における讀書」一九一七、第三卷マスキワ、一九一七、の中にある。

5 ロジコフ、エヌ・ア。

ルースカヤ・ブラトヴダにおける法生活概要。彼の著、ロシア史、より。概説と諸論文、I、II、一九二三。

6 セルゲエヴィチ、ヴエ。

ロシア法の古代史に關する諸講義と諸研究。第四版、セントペテルブールグ、一九一〇。

7 ゲエツ、エル・カア。

ロシア法。第一卷—第四卷シュツトガルト、一九一〇—一三。

8 マクシメイコ・エヌ・ア。

ルースカヤ・ブラトヴダの批判的研究の試み。分冊一、簡單な編輯。ハリコフ、一九一四。

9 ストラトノフ、イ・ア。

ルースカヤ・ブラトヴダの簡單な編輯の構成諸要素と成立に關

する問題に對して。カザン、一九二〇。

「カザン大學、考古學、歴史學及び人種學界諸報告」第三十卷、分冊四よりの複刷。